

商品概要説明書

合併5周年記念定期（1年）

（令和7年9月1日現在適用中）

1. 商品名	・ 合併5周年記念定期貯金（1年）
2. ご利用いただける方	・ 個人のみ
3. 期間	・ 定型方式：1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入原資 （3）預入金額 （4）預入単位	・ 一括預入 ・ 預入日の3か月前から預入日までに現金、振込、ATM等にて当組合に入金された資金とします。当組合の定期貯金解約資金は対象外です。 ・ 10万円以上2,000万円以下 ※ 合併5周年記念定期（3年）と併せてお一人さま2,000万円以内 ・ 1円単位
5. 募集金額	・ 合併5周年記念定期貯金（1年）と併せて100億円とします。
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 約定利率：0.50%（税引後：0.39%） 自動継続時には、「スーパー定期貯金（期間1年）」の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・ 期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
8. 付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50%

10. 貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 この貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 取扱期間	令和７年９月１日（月）～令和７年１０月３１日（金）
12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当ＪＡ支店・出張所または金融部 金融推進課（電話： ０７７６－５０－７６１１）にお申し出ください。当ＪＡでは規 則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な 対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９） でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当ＪＡ金融部 金融推進課またはＪＡ バンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能 です。 福井弁護士会 （電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会 （電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12. その他参考と なる事項	・ 本商品は、自動化機器およびネットバンクでの取扱いはできません。

・ ご不明な点は、当ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。